

7月から

いきいきバス いよいよ新制度スタート

旧制度利用者の皆さまへ

いきいきバス制度は高齢者の皆さんの外出を支援するため、市内での路線バスの利用運賃を市が助成するものです。7月1日(金)からの新制度スタートに伴い、制度の対象となる満75歳以上の西条市民には、順次「利用者証」をお届けしています。

今月号では、新制度の利用にあたって、特にご注意ください点をお知らせします。



市内を運行する全ての路線バスが、新制度の対象になります。ただし、西条市以外のバス停で乗降する場合は、制度がご利用できません。

- 1乗車100円での利用は、平成28年6月30日で終了します。
- 平成28年7月1日以降は、事前購入した「乗車券」で規定の運賃をお支払いいただきます。

- 制度対象のバスには、黄色のステッカーで「いきいきバス」の表示をしていましたが、新制度からは市内を走行する全ての路線バスが対象になるため、黄色のステッカー表示がなくなります。

乗車券の注意点

- 乗車券の販売窓口・金額は、次のとおりです。
- 窓口 市役所、各総合支所、出張所、公民館(中央公民館は除く)
- 販売額 1冊・額面3千円分の乗車券を1千円で販売

○乗車券の購入には「利用者証」の提示が必要です。代理の方でも購入可能ですが、利用者証がない場合は販売できませんので、忘れず利用者証をお持ちください。

- 乗車券の購入冊数に制限はありませんが、1回の申請で購入できる冊数は3冊までとします。
- 乗車券の再発行・払い戻しはできません。ご了承の上、購入してください。
- 他人への権利譲渡、転売など、乗車券の不正な利用をした場合は、助成額の返還や利用停止などの処分対象になる場合があります。

バス利用時の注意点

- 新しい制度の対象路線は、市内を運行する全ての路線バス(高速バス除く)です。ただし、制度が利用できる範囲は、市内で乗車してから市内で降りる場合に限りです。
- 制度をご利用の際は必ず「利用者証」と「乗車券」の両方をお持ちください。片方しかない場合は、制度を利用できませんので、規定の運賃を現金でお支払いいただくこととなります。

制度のお問い合わせ先

- 市庁舎本館1階 高齢介護課 長寿・いきがい対策係
TEL0897-152-11292
 - 各総合支所 市民福祉課 福祉係(東予)
 - 市民福祉係(丹原・小松)
- ※代表電話番号は13ページ記載。

手を上げたらバスに乗れる 便利なフリー乗降区間

市内を運行する路線バスの一部区間には、バス停以外の安全な場所でも降りることができる「フリー乗降区間」があります。この区間は主に山間部の路線にあり、次の方法でバスの乗降ができます。

乗車時 道路左側の安全な場所でも、乗務員に手を上げて合図してお知らせください。安全の確保できる場所にバスが停車し、乗車できます。

降車時 事前に乗務員へ降りる場所をお知らせください。安全の確保できる場所にバスが停車し、降車できます。

※交通の支障になる場所では、停車位置を多少変更させていただく場合があります。

運賃 フリー乗降での運賃は、乗降する区間の外側の最も近い停留所間の運賃で計算します。

バス会社名 お問い合わせ先	路線名 フリー乗降区間のバス停名
せとうち周乗バス TEL0898-72-5639	三芳線 上町入口 ⇄ 本谷温泉
	関屋線 上町入口 ⇄ 湯谷口
	保井野線 上町入口 ⇄ 保井野集会所
	壬生川線 丹原上町 ⇄ 湯谷口
せとうちバス TEL0898-72-2211	湯谷口線 小松総合支所前 ⇄ オアシス
	加茂線 船形橋 ⇄ 川来須
	西之川線 船形橋 ⇄ 西之川